第22号様式（別表第１の20－カ及びケ関係）

年　　月　　日

　青森県知事　殿

住　所

管理者

氏　名

診療用放射線照射器具等翌年使用予定届

物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

　医療法第15条第３項及び（医療法施行規則第27条第３項の規定により物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具、医療法施行規則第28条第２項の規定により診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の翌年における使用予定について届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院  又は  診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒  （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ） |
| 物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具に関する事項 | 核種 |  |
| 型式 |  |
| 個数 |  |
| 年間使用予定数量（MBq） | MBq |
| 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項 | 核種 |  |
| 形状 |  |
| 年間使用予定数量（MBq） | MBq |
| 担当者職氏名  連絡先 | | （電　話）　　　　　　　（ＦＡＸ）  （Ｍａｉｌ） |

注意事項

１　「管理者の氏名」は、医療法第８条又は医療法施行令第４条の２第１項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入すること。

２　「連絡先等」欄には、当該届出に関する照会に対し回答できる病院又は診療所の担当者の連絡先を記入すること。

３　翌年の使用予定を12月20日までに届け出ること。

４　提出先及び提出部数

（１）病院の場合

届出に係る機関の所在地を管轄する保健所（ただし、病院の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ東地方保健所又は三戸地方保健所）へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、併せて副本を１部提出すること。

（２）診療所の場合

届出に係る機関の所在地を管轄する保健所へ１部提出すること。なお、収受印を押印した副本の返戻が必要な場合には、併せて副本を１部提出すること。（診療所又は助産所の所在地が青森市又は八戸市の場合はそれぞれ青森市保健所又は八戸市保健所へ問い合わせること。）